

令和2年12月21日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第73号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、12月22日午前1時から今後1週間の間、貨物便を除き空路、陸路、海路による出入国を禁止すると決定しました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 12月21日、当地紙は、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会が、12月22日午前1時から今後1週間の間、貨物便を除き空路、陸路、海路による出入国を禁止すると決定した旨報じております。なお、今次措置は、新型コロナウイルスの変異種の発生を受け、市民を感染から守るためとしています。

2 12月14～21日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、13日に264件、14日に215件、15日に116件、16日に184件、17～19日に648件、20日に264件の新規感染を記録し、20日までの累積感染症例数は127,931件（死亡件数は1,489件、治癒件数は119,745件、治癒率93.6%）、20日の入院件数は95件（新規4件、ICU40件）です。

3 成田空港では、8月3日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。

○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続について）

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーンリアル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX : (+968) 24698720

－ホームページ : https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>